

鹿児島市交通事業経営審議会規程（昭和42年交通局規程第10号）

（設置）

第1条 本市交通事業の円滑な運営、健全な経営を図るため、鹿児島市交通事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、交通事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて次の事項を審議する。

- （1）事業運営に関する事項
- （2）財政に関する事項
- （3）その他経営に関する重要な事項

（組織）

第3条 審議会は、公共的団体等の代表者その他住民のうちから管理者が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を統理する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（招集）

第5条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

（関係者の出席）

第6条 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を求めることができる。

（諮問事項の答申）

第7条 諮問に係る事項については、会長は文書をもって答申しなければならない。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合企画課において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、そのつど管理者が定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年交通局規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年交通局規程第11号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成2年交通局規程第6号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成 8 年交通局規程第 3 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 5 年交通局規程第 5 号）

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。